

包括承認事項(財産処分の特例)に関する正しい考え方

包括承認事項:財産処分に当って経過年数が10年を超えている場合であって一定の要件を満たす場合は国の承認があったものとみなすという特例措置。財産処分の承認手続は不要になるが報告は必要になる。

建物の処分制限期間(50年)				
10年	20年	30年	40年	50年

包括承認事項を適用する場合の要件

1. 財産処分が行われる地域(一部事務組合及び広域連合等の場合は加入している市町村の全域)において同様の社会資源(焼却灰の適正な処理を行うための最終処分場等)が充足していること。
2. 地域を活性化するために建物の有効利用を図ること。

※経過年数が10年を超えたときに溶融炉の休止又は廃止を行う場合であっても、包括承認事項の要件を満たしていない場合は、財産処分(建物の目的外使用)の承認手続が必要になる。